## 蒲郡市地域学校協働活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)に基づき、地域と学校(蒲郡市立の小学校及び中学校をいう。以下同じ。)が連携し、及び協力して、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、地域を創生する活動を推進するために、蒲郡市地域学校協働活動推進事業(以下「推進事業」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(推進事業の内容)

- 第2条 推進事業の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 学校、地域社会、社会教育施設等との連携体制の確立
  - (2) 地域及び学校の教育活動への支援並びに地域住民等の参加の促進
  - (3) 放課後子ども教室に関すること。
  - (4) 地域の住民並びに児童及び生徒の交流による地域コミュニティの充実
  - (5) 学校・社会教育活動等に参画し、又は協働する地域人材の育成
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業 (地域学校協働本部)
- 第3条 教育委員会は、推進事業を実施する学校ごとに地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)を設置する。この場合において、必要があると認めるときは、 2以上の学校について1の協働本部を設置することができる。
- 2 協働本部は、地域及び学校の特色又は実情を踏まえ、推進事業を円滑かつ効果的に推進する活動を行うほか、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 推進事業に関する計画の作成及び実施に関する事項
  - (2) 学校運営協議会(蒲郡市学校運営協議会規則(令和4年蒲郡市教育委員会規則第3号)に規定する学校運営協議会をいう。)との連携に関する事項
  - (3) 推進事業に協力するボランティア(以下「地域ボランティア」という。)の募集に関する事項
  - (4) 地域及び学校との連絡調整並びに情報発信に関する事項
  - (5) 教育委員会との連携に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 協働本部は、次に掲げる者で組織する。
  - (1) 地域学校協働活動推進員
  - (2) 放課後子ども教室支援員
  - (3) 統括コーディネーター
  - (4) 協働本部の運営に資する活動を行う者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (地域学校協働活動推進員)
- 第5条 教育委員会は、法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。) を協働本部に置く。
- 2 推進員は、推進事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、 かつ、推進事業の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱す る。
- 3 推進員は、法第9条の7第2項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 地域及び学校の実情に応じた推進事業の企画・立案
  - (2) 学校、地域住民、民間企業、団体、機関等の関係者との連絡調整
  - (3) 地域ボランティアの募集及び確保
  - (4) 協働本部内の庶務及び連絡調整
  - (5) 地域住民が推進事業を行うために必要となる情報の提供その他の支援
- 4 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとし、再 任を妨げない。
- 5 教育委員会は、推進員から申し出がある場合のほか、推進員が次の各号のいず れかに該当すると認められる場合には、その任期にかかわらず、推進員の職を解 任することができる。
  - (1) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
  - (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

(放課後子ども教室支援員)

第6条 教育委員会は、放課後子ども教室の企画及び運営に関わる立場として、放課後子ども教室支援員(以下「支援員」という。)を協働本部に置く。

(統括コーディネーター)

第7条 教育委員会は、推進員及び支援員(以下「推進員等」という。)を統括する 立場として、推進員等間の連絡及び調整、推進員等の育成のほか、推進事業に関 わる者の理解を深め、推進事業の促進を図るため、教育委員会に統括コーディネーターを置く。

(遵守事項)

- 第8条 教育委員会は、推進事業に関わる者に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
  - (1) 活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと。
  - (2) 学校、児童生徒及び保護者の信用を傷つけるようなことをしてはならないこと。
  - (3) 活動に関わることで知り得た個人情報又は守秘事項を、他に漏らしてはならないこと。活動を終えた後も同様とする。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校の校長が求める事項に反してはならないこと。

(庶務)

第9条 推進事業の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則
  - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。